

環境衛生課からのお知らせ

平成26年3月に「宮古島市墓地等の経営許可に関する条例」および同条例施行規則が制定されました。

お墓を建てられる市民の皆様へ

- ① 土地が有り新しく建てたい
- ② 古い墓を建て替えたい
- ③ 分譲された墓地を購入

①～③までのすべての方々も簡単にお墓は作れません

ストップ違法
墓地建設

墓地埋葬法等で勝手に墓地を作るとは違法です。
宮古島市に相談し許可を取ることが必要です



墓地建設許可に対する大まかな流れ

申請者

助言・指導↑↓事前相談

市役所との事前協議



近隣住民・自治会への周知、意見聴取(申請者が実施)を踏まえ、下記の書類を添付して申請



市条例・内部規定に基づく審査

設置場所等の基準を満たすか否か



許可

不許可

墓地建設(経営)許可書交付後の流れ

墓地建設現場に標識を工事施工業者が設置し
次のことを提示すること

- ・墓地建設の工事期間
- ・墓地等の計画者の氏名・住所
- ・工事施工業者の氏名・住所

工事完了後は、完了届けを

* 申請内容によっては基準を満たさない場合は、「不許可」になる場合もあります

申請時に必要書類一覧

	書類名	備考	ケース①	ケース②	ケース③
			新規墓地建設	墓地建替	分譲墓地購入
1	墓地等(経営・変更)計画事前協議書	墓地着工60日前	○	×	×
2	隣接住民等協議結果報告書	近隣住民同意書	○	×	×
3		自治会長同意書	○	○	×
4	墓地等経営許可申請書	申請書	○	○	○
5	・墓地の区域の登記簿謄本	申請書添付	○	○	○
6	・墓地申請地・隣接地の公図	申請書添付	○	○	○
7	・墓地の現況写真	申請書添付	○	○	○

○: 必要
×: 不要

お墓の建設に関してはまずは相談を!

宮古島市生活環境部 環境衛生課

クリーンセンター内(環境衛生係) TEL75-5121

受付時間平日(祝祭日除く)8:30~12:00、13:00~17:00

参考資料(構造設備・設置場所の基準)

種別	構造設備	設置場所
(1)墓地	ア周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けること。	ア墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は条例第4条第2項の許可を受けた後若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。
	イ道路の有効幅員は、1メートル以上とすること。	イ国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。
	ウ雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。	ウ公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100メートル以上離れていること。
	エ墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。	エ水源を汚染するおそれのない場所であること。
	オ墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。	オ急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
	カ管理事務所（面積が1ヘクタール以上の墓地に限る。）、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場（墳墓数に100分の10を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の駐車区画を有するものであること。）を設けること。	カ周囲の美観を損ねることがないこと。
	※個人が設置する墓地の場合は、イ、オ及びカを除く構造であり、面積が概ね20m ² を超えないものであること。	